

J Aバンクの機能強化計画に基づく半期開示について

1 金融再生法に基づく資産査定額（単体）

（単位：億円）

債権区分	平成 16 年 9 月末	平成 16 年 3 月末	増減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	65	68	▲3
危険債権	4,029	3,606	422
要管理債権	1,992	2,752	▲761
正常債権	140,099	174,244	▲34,146
合 計	146,186	180,673	▲34,487

※ 本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号）第 6 条に基づき、貸借対照表の貸付有価証券、貸出金および外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分するものです。

なお、金庫は同法の対象とはなっておりませんが、半期開示にあたり、参考として、同法の定める基準に従い資産査定額を掲載しています。

①破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の理由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいう。

②危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

③要管理債権

要管理債権とは、基本的には、3 ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権をいう。

④正常債権

正常債権とは、債務者の財務状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

※ 平成 16 年 9 月末の計数は、次の方法により算出しています。

①各債権区分額は、平成 16 年 6 月末時点の債権額を基準として、平成 16 年 9 月末時点の残高に修正している。

②平成 16 年 6 月末から 9 月末までの間に、債務者区分の変更が必要と認識した先については、9 月末時点の債務者の状況に基づき債権区分を変更している。

2 自己資本比率（単体）

平成 16 年 9 月末	平成 16 年 3 月末
11.72%	12.87%

※ 自己資本比率は、平成 15 年金融庁・農林水産省告示第 7 号（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準）に定められた算式に基づき、算定しております。

※ 当金庫は国際統一基準を適用の上、マーケット・リスク規制を導入しております。

3 主要勘定の状況（単体）

（単位：億円）

主要勘定	平成 16 年 9 月末	平成 16 年 3 月末	平成 15 年 9 月末
預 金	397,537	409,818	397,257
貸 出 金	144,001	177,982	156,336
預 け 金	40,874	34,342	35,115
有 価 証 券	359,206	335,530	346,323

（本件にかかる照会先）

農林中央金庫 広報部（飯田、松尾） TEL 03-5222-2019